

イ 方募入価法入札格決発競定行争の	四 發行方法	三 用振替等項の適法	二 名稱及び記	一 發行號	○ 財務省令第三十号
当も各 ての申 るか込 。らみ そのう 応ち 募応 額募 を価順 格次の 割高 りい	価一を場で競争う札価振の以 格国定特あ争入。へ格替適下「 競債め別つ入札に以を機用を 争市る参て札發によ下競関を受 入場も加、と行一価は受け 札特の者財同一發格付日本銀 発別にご務時とい發行の振替 行參よと大にい競し銀行の 一加るに臣行。以下競て行と と者發応がわすし。」の い・行募各れ及札わする。 う第一限國るび価一れる。そ 。I以度債入価格とる。そ規 非下額市札格競い入の定	社債、株式等の振替に 法律(平成十三年法律第七 行參よと大にい競し銀行の 一加るに臣行。以下競て行と と者發応がわすし。」の い・行募各れ及札わする。 う第一限國るび価一れる。そ 。I以度債入価格とる。そ規 非下額市札格競い入の定	利付國庫債券(五年)～第 九特回法(平成十三年法律第 二十三号)～第百三十五号。	財務大臣 麻生太郎	平成二十一年一月二十三日 より告示する。昭和五十七年大 藏省令(昭和五十七年大藏省 告示第十一項)の規定に基づき、 利付國債の發行等に關する省令 (昭和五十七年大藏省告示第 五十号)の規定に基づき、

十 イ 一	九 行 格 競 争 格 日	八 行 行 单 面 札 格 第 參 市 發 競 I 加 場 行 爭 額	七 行 入 債 ・ 別 債 札 格 金	口 イ 払	六 行 入 債 ・ 別 債 札 格 行	口 イ 發	口					
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 一 錢	平 成 二 。整 數 倍 年 の 一 月 に 二 に よ 三 も の と	す る の 記 載 法 又 は 規 定 に 金 録 に 額 、 る 最 振 低 替 額 口 座 金 簿	額 万 円 五 万 千 兆 二 千 百 九 百 八 十 一 億 四 億 百 百 二 五 十 九 七 万	振 替 額 入 債 ・ 別 債 札 格 金	行 入 債 ・ 別 債 札 格 金	争 競 I 加 場 行 爭 額	行 入 債 ・ 別 債 札 格 行	争 競 I 加 場 行 爭 額	非 者 特 國 入 債 込 入 債 札 格 金	非 者 特 國 入 債 行 入 債 札 格 行	者 特 國 入 債 行 入 債 札 格 行	行 争 非 者 特 國 入 債 發 競 I 加 場
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 一 錢	各 國 債 市 場 特 別 參 加 者 ご と と の 申	募 國 度 額 場 範 別 內 加 者 ご と と の 応	額 面 金 額 度 額 場 範 別 內 加 者 ご と と の 申	各 國 債 市 場 特 別 參 加 者 ご と と の 申								

十九
八七六

入 払 元 償 償
札 場 利 還 還
参 所 金 金 期
加 支 額 限 子 以

財務 本面成利てを年
大臣 銀金三子、支六
から 行額十をそ払月
通知 か百三支の期二
を受 円年払日と十
けた に十う以し日
者 つ二。前、及
き月 百二月支十
円十 間払二
日 属に二
すお十

十
五

規 下 は 期 た 期 平
額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$ 定、、が金と成
す次そ銀額し二
る号の行を、十
期及翌休 支次九
日び営業 払の年
に第業日 う算六
つ十日に。式月
い六に當 にたに二
て号支當 だよ十
同に払た しり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払

十
四

額面金額の総額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{34}{365}$

十
三
二

の 経 利 行 争 非 者 特 国 入
払 過 入 価 ・ 別 債 札
込 利 札 格 第 参 市 発
み 子 率 発 競 I 加 場 行

る定り払募年
。す算込入○
る出金決・
期し額定一
日たにのパ
に金加通ト
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

口

二十
 払者
 迟期日

平成二十九年一月二十三日